

(写)

令和 7 年 9 月 19 日

静岡労働局長
國分 一行 殿

静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 19 日貴職から、令和 7 年 8 月 26 日付け静岡県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する静岡県労働組合共闘会議・静岡県中部地区労働組合会議・静岡県ユニオンネットワークほか 16 件の異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 26 日付け答申どおり決定することが適当である。